

議案第 2 2 号

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会への新潟市及び浜松市の加入並びにこれに伴う関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部変更について

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会に新潟市及び浜松市を加え、これに伴い関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のとおり変更する。

平成 1 9 年 2 月 1 4 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

第 3 条第 2 号中「横浜市」の次に「、新潟市」を、「静岡市」の次に「、浜松市」を加える。

附 則

この規約は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

## 参考資料

### 提 案 要 旨

地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令（昭和31年政令第254号）の一部が改正されたことに伴い、新潟市及び浜松市を関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第252条の6の規定により提出する。